

マージン率等の情報提供について

① 2025年6月1日付け 派遣労働者数 ※直近の「6月1日現在の状況報告」の派遣労働者数

48人

② 2024年度 派遣先事業所数（実数） ※直近の事業報告書の派遣先事業所数

17事業所

③ 2024年度（2023年7月1日～2024年6月30日） 労働者派遣に関する料金の額の平均額

15,453円（8時間 全業務平均）

④ 2024年度（2023年7月1日～2024年6月30日） 派遣労働者の賃金の額の平均額

11,240円（8時間 全業務平均）

⑤ 2024年度（2023年7月1日～2024年6月30日） マージン率

27.3%

$$\text{マージン率} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{（8時間）当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right)}$$

※百分率（%）表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（ 全ての派遣労働者 ）

当該労使協定の有効期間の終期（ 令和 8年 3月 31日 ）

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 （注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
ビジネスマナー・基礎	派遣中	OFF-JT	無償	有給
コンプライアンス・情報保護	派遣中	OFF-JT	無償	有給
4つのチカラ	派遣中	OFF-JT	無償	有給
OAスキル	派遣中	OFF-JT	無償	有給
業務改善	派遣中	OFF-JT	無償	有給
職種別研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 株式会社ワークプラン 電話番号 06-6631-9978

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

・保険師相談窓口の設置 ・社会保険加入（健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険・労災保険）・年次有給休暇など

事業所名 株式会社ワークプラン

許可番号 派27-302750

(R3.12)